

検討事項案その13 (第12 時効中断について)

時効中断について

【仲裁検討会資料7の 1, 18の5参照】

仲裁合意の対象となっている権利について、仲裁に付する申出や仲裁申立て、あるいは仲裁手続の開始に至った場合に関し、時効中断の事由やその時期について、どのように考えるか。例えば、次のように考えることはどうか。

(A案)

- 1 仲裁に付する申出は、時効中断に関しては、裁判上の請求とみなす。
- 2 時効中断のために必要な仲裁に付する申出は、仲裁に付する申出書が相手方に到達した時にその効力を生ずる。ただし、当事者が、法人その他の団体において当該法人その他の団体に提出された仲裁に付する申出書を相手方に送付する旨を合意したときは、仲裁に付する申出書を当該法人その他の団体に提出した時にその効力を生ずる。

(B案)

- 1 仲裁手続は、当事者に別段の合意がある場合を除き、仲裁に付する申出書が相手方に到達した時に開始する。
- 2 仲裁手続は、その開始の時に時効中断の効力を生ずる。

【説明】

A案は、仲裁判断が確定判決と同一の効力を有するとされていることから、時効中断に関しては、仲裁に付する申出を裁判上の請求とみなすとするものである。もっとも、裁判上の請求における時効中断時期は訴え提起の時とされている（民訴法第147条）が、仲裁にあっては、一般には、仲裁に付する申出書が相手方に到達した時に時効中断の効果が生ずるものとし、機関仲裁の場合には、仲裁に付する申出書を当該仲裁が行われる仲裁機関に提出した時（仲裁申立時）に訴え提起と同様の効力を認め、時効が中断するとするものである。

B案は、仲裁手続の開始時に時効中断が生ずるとする考え方である。この考え方によると、機関仲裁にあっては、「当事者の別段の合意」として、規則等で仲裁手続の開始時期を定めていることが多く、その開始の時に時効中断の効力を生ずるということになると思われる。

従前の検討会（平成14年3月11日開催第2回仲裁検討会。仲裁検討会資料7の1参照）においても、機関仲裁の場合は、仲裁申立書を当該機関に提出した時に時効中断の効力が生ずるとすべきであるとの意見が強かったところであり、また、ADR検討会では、ADR機関に対する申立時に時効中断の効力が生ずるとすることも視野に入れて検討がされている。

【コメント】

時効中断に関して、仲裁に付する申出は、書面によることに限るものとするのでよいかどうかは、なお検討を要する。

（参考）

- ・ 民法第147条〔時効の中断事由〕
「時効ハ左ノ事由ニ因リテ中断ス
1 請求
2 差押、仮差押又は仮処分
3 承認」
- ・ 民事訴訟法第147条〔時効中断等の効力発生時期〕
「時効の中断又は法律上の期間の遵守のために必要な裁判上の請求は、訴えを提起した時又は第143条第2項（第144条第3項及び第145条第2項において準用する場合を含む。）の書面を裁判所に提出した時に、その効力を生ずる。」
- ・ モデル法(模範法)第21条〔仲裁手続の開始〕
「当事者が別段の合意をしていない限り、特定の紛争に関する仲裁手続は、かかる紛争を仲裁に付託すべき申立を、被申立人が受領した日に開始する。」
- ・ ドイツ民訴法第1044条〔仲裁手続の開始〕
「当事者が別段の合意をしている場合を除き、特定の紛争に関する仲裁手続は、その紛争を仲裁裁判所に付託する申立てを相手方が受領した日に開始する。この申立てには、係争物を記載し、かつ、仲裁契約を指摘しなければならない。」
- ・ (旧)ドイツ民法第220条
「(1) 第204条から第213条まで、第215条、第216条、第218条、第219条の規定は、請求権が仲裁裁判所、特別裁判所、行政裁判所又は行政庁において行使すべきものである場合について準用する。
(2) 仲裁契約においては、仲裁裁判官の任命がされていないとき、その他の理由によって仲裁裁判官の任命を必要とするとき、又はその他の要件を満たした後でなければ仲裁裁

判が開始しないときは、消滅時効は、権利者が事件の終結のために自己の側で必要とされることをすることにより、中断する。」

(旧)ドイツ民法第220条第1項で準用される規定で仲裁に関係すると思われる主要なものは、次の各かっこ内記載の事項を定めている。

(旧)第209条(裁判上の請求による中断)

(1) 消滅時効は、権利者が請求権の履行若しくは確認の訴え、執行文付与の訴え又は執行判決を求める訴えを提起したときは、中断する。

(2) 次に掲げる行為は、訴えの提起と同一の効力を有する。

1 督促手続における支払命令の送達

1 a 民事訴訟法第794条第1項第1号に掲げる調停所における調停申立書の提出による請求権の主張

2 破産手続における請求権の届出

3 訴訟における請求権の相殺の主張

4 訴訟告知。ただし、請求権が訴訟の結果に係る場合においては、その訴訟中にするものに限る。

5 執行行為の着手及び強制執行の申立て。ただし、強制執行の申立ては、強制執行が裁判所又は他の官庁で行われるべき場合に限る。」

(旧)第211条(訴えによる中断の終了事由) (条文省略)

(旧)第212条(訴えの取下げの場合の中断効の消滅) (条文省略)

(旧)第218条(判決によって確定した請求権の消滅時効の期間) (条文省略)

・ (新)ドイツ民法第204条〔権利の行使による消滅時効の停止〕(抄)

「(1) 消滅時効は、次の事由により停止する。

11 仲裁手続の開始」

・ 韓国法第22条〔仲裁手続の開始〕

「(1) 当事者間に別段の合意のない場合には、仲裁手続は被申立人が仲裁要請書を受領した日から開始する。

(2) 第1項の仲裁要請書には、当事者、紛争の対象および仲裁合意の内容を記載しなければならない。」

・ 仲裁法試案2001年改訂(平成14年。仲裁研究会)第23条〔手続の開始〕

「(1) 仲裁手続は、当事者の別段の合意がある場合を除き、仲裁付託の申立又は仲裁付託に先立つ仲裁人選定の通知を相手方が受領した時に開始する。

(2) 仲裁手続は、その開始の時に時効中断の効力を生ずる。」